

自転車の走行に関する法律を分っていますか？

自転車の運転に関する道路交通法が、平成27年6月1日に改正されました。

自転車と自動車、自転車同士、自転車と歩行者のいずれの場合でも、事故に遭ったら、直ぐに警察に電話して、事故届をするようにしてください。放っておくと、「ひき逃げ」等の違反行為として罪に問われます。

また、自転車でも、死傷事故を起こせば、損害賠償の責任を問われます。過去には、9,500万円の裁判結果もあります。自転車向けの保険に入っておくことは勿論ですが、事故を起こさないようにすることが先決です。

来夏には東京オリンピックが開催されます。日本は美しい国と外国の方々は言いますが、街並みや自然が美しいだけでなく、交通ルールを守る、人に優しい国であることも、アピールしたいものですね。

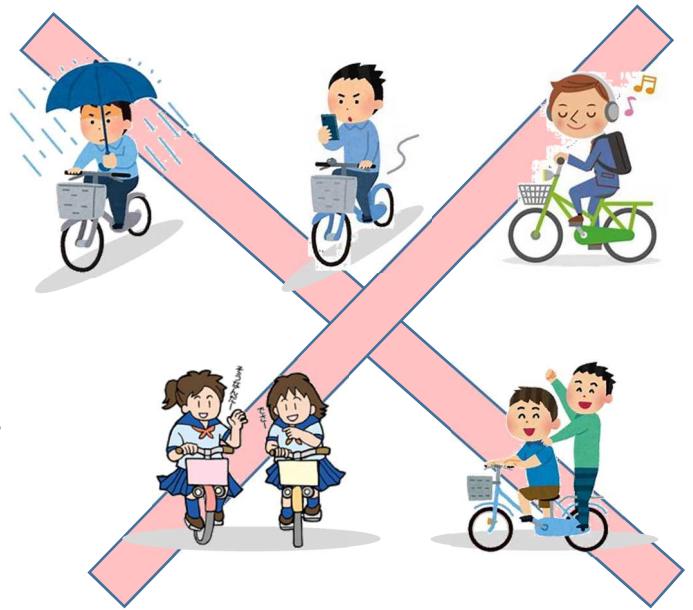
確認しよう！

1 自転車に乗車している際に、してはいけないこと。

(違反した場合、懲役又は罰金刑が課されます。)

例：①は3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

- ① スマートフォンを操作する。
- ② イヤホンで音楽などを聴く。
- ③ 飲み物を手に持つ。(片手や手ばなし運転)
- ④ 前方を見ていない。
- ⑤ 飲酒運転、二人乗り、並進をする。
- ⑥ 傘さし運転やスピードの出し過ぎやジグザグ運転をする。
- ⑦ 交差点での信号遵守と一時停止の安全確認をしない。
- ⑧ 夜間、ライトを点灯していない。



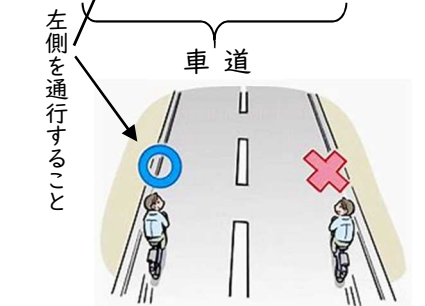
2 自転車が走行すべき場所はどこか。

- ① 自転車は、車道を走行することが原則で、車道の左側を通行する。
- ② 道路の左側にある「路側帯」を走行する。ただし、白の二本線の場合は、歩行者専用なので、自転車は走行できない。
- ③ 自転車のマークのある横断歩道。
- ④ 「自転車横断帯」の標識や標示(道路上に描いている)がある。



3 歩道を走行することができるのは、どんな場合か。

- ① 歩道の上に自転車のマークが描かれている。
- ② 道路標識に自転車と歩行者のマークがある。
- ③ 道路工事や駐車する車が多いとき、また、車道または交通の状況からみて、安全のために歩道を通ることがやむを得ないと判断できる。
(ただし、警察官などが歩道を通行しないよう指示したときは、指示に従うこと)
また、歩道を通る場合は、歩行者が優先なので、車道寄りの部分をゆっくり徐行で走る。(徐行=いつでも直ぐに止まれる速さ)
歩行者の邪魔になるときは、自転車の方が止まる。
- ④ 歩道で反対方向から自転車が来たときは、歩行者に注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるが、自転車から降りることも考慮すること。
- ⑤ 運転者が13歳未満の子どもや70歳以上のお年寄り、からだの不自由な人が走行するとき。



歩きながらのスマホもやめよう！

4 自転車が走行できない場所はどこか。

- ① 「自転車通行止め」の標識があるときは、その区間を走行できません。
- ② 「交差点進入禁止」の標識が道路上にあるときは、自転車は交差点に入らずに、歩道に上がります。
- ③ 交通が混雑しているところでは、自転車から降りて、押して歩く。



自転車通行止



自転車横断帯